

## 若者の政治参加を促進する改革を求める意見書（案）

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満 25 歳以上、また参議院議員については満 30 歳以上と規定されています。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第 15 条第 1 項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和 43 年 12 月 4 日）との見解が示されています。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満 18 歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役役に就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することが出来るにも拘らず、被選挙権年齢は満 25 歳以上となっています。

一方で OECD 加盟国では、下院での被選挙権年齢は満 18 歳以上が 23 か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院の様に 25 歳以上というのは、5 か国、13.2%と少数派となっているのが現状です。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を 18 歳以上と統一している国も過半数を超えています。

全国町村議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには全体の 3 分の 1 を超える 34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されています。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引き下げ等の対策が求められています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡を踏まえ、被選挙権年齢を引き下げるとともに経済的基盤の弱い若者にとって不当に高い参入障壁を解消することで若者の政治参加を促進するため、負担の重くない供託金額を再検討することを要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長